平成３０年（フ）第４７号
兵庫県三田市貴志1023番地２
債務者　別所　佳奈
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５６号
神戸市灘区福住通５丁目３番７―503号
債務者　新居美奈子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１５号
兵庫県明石市西朝霧丘６番10号
債務者　西村健太郎
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
神戸市西区北別府４丁目2123番地　ファーストハウス202号
債務者　浅井　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
佐賀市鍋島町大字八戸溝311番地17　島ノ江貸家14号室
債務者　山口　　薫
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
那覇市小禄２丁目７番地10　丸高ハイツ306
債務者　島袋　正二
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６号
山口県下関市秋根南町１丁目６番28―301号金城ビル
債務者　緒方　八郎
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
沖縄県中頭郡西原町字内間411番地の２（県営内間団地１棟205号）
債務者　宮城　春乃
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１９号
沖縄県那覇市字仲井真229番地１　金城アパート102
債務者　神里　郁子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１２号
熊本市中央区坪井２丁目１番26号　ＯＡＫ広町201、前住所熊本市中央区坪井２丁目１番26号　ＯＡＫ広町405
債務者　坂井　健次
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目22番２号
債務者　清水　優希
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６０号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目25番Ｃ―202号
債務者　増野　和英
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６１号
神奈川県三浦市東岡町１番26号
債務者　松井　行明
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３６４号
和歌山県紀の川市名手市場1363番地１　下野井改良住宅２棟205
債務者　村井　要右
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３号
青森県黒石市大字黒石字十三森184番地14
債務者　宮崎　晴二
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７０３号
神奈川県秦野市曽屋２丁目８番９号　メゾン・ド・オリーブ　102号
債務者　小谷　元親
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９号
山口県周南市大字久米3192番地の１
債務者　橋本　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
山口地方裁判所周南支部